

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年6月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度県産品輸出促進事業（日本酒）業務

(2) 業務内容等

県産日本酒のフランスにおける販路の拡大

(3) 契約価格の限度額

総額4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 契約期間

契約日から令和6年3月22日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別精算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 倒産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間において、都道府県民税を滞納している者でないこと。
- (8) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

4 選定方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査委員会が行う。

なお、契約候補者の選定に当たっては、評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の審査、採点を行い、審議の上、契約候補者を選定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階
静岡県経済産業部商工業局地域産業課
電話:054-221-2522 E-mail:chiikisangyo@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和5年6月20日（火）から令和5年7月6日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

静岡県地域産業課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/chiikisangyo/1044754/1047497/1028517.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

企画提案応募申込書、企画提案書、宣誓書、見積書

イ 提出期限 令和5年7月7日（金）正午 メール必着

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は令和5年度県産品輸出促進事業（日本酒）業務委託企画提案募集要領による。

(2) 募集に係る説明会は開催しない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。